

農耕トラクタへの座席ベルト義務付けについて

● 適用範囲

農耕トラクタ（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に規定する農耕トラクタをいう。）のうち座席を有するもの。

● 改正概要

- 農林水産省の開催する農作業安全検討会の中間とりまとめ（令和3年5月）において、転落転倒による死亡事故が多く発生している農耕トラクタの座席ベルトについて設置義務付けの対象とする必要性を確認すべきと整理され、その後の同検討会において、事故分析及び座席ベルトを装着した場合の効果等について検討が行われてきた。
- 検討の結果、農耕トラクタについては、
 - ・ 他の特殊自動車等と比べて、受傷事故における運転者の死亡率が高い
 - ・ 運転時の座席ベルト着用率が低い
 - ・ 座席ベルト着用により死亡リスクが大きく減少することが同検討会で報告された。
- 同検討会における中間とりまとめ及びその後の検討結果を踏まえ、農耕トラクタのうち座席を有するものに座席ベルトを義務化することとする。

● 改正時期（予定）

令和7年6月中旬

● 適用時期（予定）

令和9年1月1日